

第10期介護保険事業計画の基本指針のポイント（案）

国は、第10期介護保険事業計画の策定に向け、現在基本指針の見直しを行っています。令和8年6月29日に開催された社会保障審議会介護保険部会では以下のポイントについてあげられています。

見直しのポイント

○介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 介護保険事業（支援）計画の策定
 - ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
 - ・計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
 - ・計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。
- ② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築
 - ・地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）について議論。
 - ・医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

- ① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- ② 頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

資料：社会保障審議会介護保険部会「基本指針の構成について」（令和８年６月２９日）

第９期基本指針と第10期基本指針（案）の比較

項 目	第９期基本指針	第10期基本指針（案）	変更点
基本的な考え方	地域包括ケアシステムの深化・推進	2040年を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進	2040年を見据えた中長期的視点をより明確化
サービス基盤整備	将来推計を踏まえた計画	2040年頃まで見通したサービス需要・人材需要・人口構造の分析を実施	
	介護需要を踏まえた基盤整備	地域ごとの人口動態・介護需要に応じたサービス提供体制の構築	地域特性を踏まえた供給体制を強化
医療・介護連携	在宅医療・介護連携の推進	在宅医療・介護連携の推進と、地域の医療提供体制の変化を踏まえた介護サービス基盤の整備	医療・介護連携の強化
住まい	高齢者の住まいとの連携	住まいの確保・居住支援と介護サービスを一体的に検討	住まい施策との連携を明確化（新規）
身寄りのない高齢者への支援	—	身元保証、入退院・入所支援、死後事務等を含めた支援体制の整備	新たな視点として追加（新規）
認知症施策	認知症施策推進大綱等を踏まえ推進	認知症基本法を踏まえた施策推進、本人・家族支援、意思決定支援	法制定を踏まえた新たな位置付け（新規）
権利擁護	成年後見制度利用促進	意思決定支援・権利擁護支援を推進	本人意思を重視
介護人材	人材確保・定着	人材確保に加え、生産性向上・DXを推進	ICT・介護テクノロジーを重点化
保険者機能	PDCAによる評価	データ分析・科学的介護を活用した施策評価	データ活用を強化

〈第10期の特徴〉

- ① 2040年を見据えた中長期的な計画への転換
- ② 地域の人口減少等を踏まえた持続可能なサービス提供体制
- ③ 介護人材確保とDX・生産性向上
- ④ 住まいの確保・居住支援との連携強化
- ⑤ 身寄りのない高齢者等への支援体制の充実

【参考2】社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

基本指針の法的な土台である「社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和8年6月法律第51号）の概要は次のとおりです。

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充【社福法、介保法、老福法、障害者総合支援法、児福法、困窮法、生保法】

- ①小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業(※)を新設するほか、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置可能等とする。※福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野横断的な基準に柔軟化するとともに、あわせて地域住民の取組との協働促進を図る事業を行う。
- ②中山間・人口減少地域での地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みが導入可能となる特例介護サービスの類型（「特定地域サービス」）の新設や、地域のサービス提供主体が少ない場合に市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」の創設、事業者間の連携強化とそのための事業継続の仕組みの構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点を運営する事業の新設等を行う。
- ③頼れる身寄りがない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、あわせて相談体制等の整備を図る。
- ④成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能等とする。
- ⑤中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームに係る都道府県等への登録制度を導入する。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」等を新設し利用者負担を求める。
- ⑥介護サービス量等の中長期推計及び医療・介護連携等に関する介護保険事業（支援）計画の見直しや、介護サービス利用時等の電子資格確認の導入など介護被保険者証に係る見直しを行う。

2. 福祉人材の安定的な確保及び定着支援【社福法、介保法、障害者総合支援法、児福法、士士法、平成19年士士法改正法】

- ①関係団体等（公的機関、地域の事業者、養成施設等）で構成する福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上、経営改

善支援等の取組の促進を国及び都道府県の責務とし、関係者の連携を図る関係協議会を設置する。

- ②令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は介護福祉士の資格を有することができるものとするほか、准介護福祉士資格を廃止する。
- ③介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止するなど、法定研修に係る見直しを行う。

3. 支援基盤の強化等【社福法】

- ①社会福祉連携推進法人が実施可能な業務を追加（第二種社会福祉事業等）し、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加する。
- ②災害派遣福祉チーム（D W A T）として活動する人材登録の仕組みを整備する。

等

資料：社会保障審議会介護保険部会「社会福祉法等の一部を改正する法律について（報告）」
(令和8年6月29日)